

玖珠町の母子保健・子育て支援サービス

ガイドブック

玖珠町子育て健康支援課
(玖珠町子育て世代包括支援センター)

(令和6年4月現在)

目次

こどもが欲しいと思ったら…

- 妊活応援検診、不妊治療費助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 不育治療費助成事業、成人用風疹ワクチン予防接種費用助成・・・・・・・・ 2

妊娠したら…

- 母子手帳交付・妊婦健康相談、出産・子育て応援給付金事業・・・・・・・・ 3
- 妊婦健康診査、産婦健康診査、妊婦訪問、父親学級・・・・・・・・ 4
- ホームスタート（妊娠期）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

こどもが生まれたら…

- 出産祝金等支給事業、出産育児一時金、児童手当・・・・・・・・ 6
- こども医療費助成事業、おおいた子育てほっとクーポン・・・・・・・・ 7

子育ての相談がしたい、お友達が欲しい、と思ったら…

- 新生児・乳児訪問、産後ケア事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 乳幼児健診・健康相談、ホームスタート、こども医療電話相談#8000・・・・・・・・ 9
- いつでも子育てほっとライン、地域子育て支援センター（いちごのきもち）、
わらべの館、もりつのむれホール子育てサロン・・・・・・・・ 10
- くすふれあいホール子育てサロン・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

こどもを預けたい、と思ったら…

- ファミリーサポートセンター、一時保育事業・・・・・・・・ 12
- 認定こども園等入所、病後児保育事業・・・・・・・・ 13
- 放課後児童クラブ、子育て支援短期利用事業・・・・・・・・ 14

こどもの療育・支援のために…

- 児童発達支援、放課後等デイサービス・・・・・・・・ 15

ひとり親家庭のために…

- 児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ひとり親家庭等医療費助成事業、大分県母子福祉センター・・・・・・・・ 17
- 母子・父子・寡婦福祉資金、貸付制度・・・・・・・・ 18

こどもが欲しい、と思ったら・・・

□妊活応援検診

大分県では、将来赤ちゃんを授かることを望むご夫婦や、不妊の悩みを持つご夫婦の妊活を支援するため、不妊に関する検査に要した費用の一部を助成します。

(助成対象)

以下の①～③のすべてを満たす方が対象となります。

①検査開始日に法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であること

②検査開始日の妻の年齢が43歳未満であること

ただし、検査開始日時点の妻の年齢が30歳以上の夫婦については、婚姻から2年以内であること

※第2子以降の妊娠のための検査を行う場合は婚姻期間を問いません。

③申請時に、夫婦の両方又は一方が大分県内に住民登録があること

(助成対象検査)

医師が必要と認める不妊検査で、検査開始日から1年以内の検査

※令和2年10月1日以降に、人工授精又は体外受精・顕微授精を行った場合、その後の検査は対象外

(助成額)

不妊検査に要した費用の自己負担額について、夫婦1組につき上限3万円。

★検査や助成額、申請期限や申請方法の詳細については大分県のホームページでご確認ください。

□不妊治療費助成事業

不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図り、お子さんを望む方の希望を実現できる環境づくりを推進するため、大分県と玖珠町で費用を分担し、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要した費用の一部を助成します。申請はワンストップ（大分県西部保健所）で申請が可能です。

(助成対象)

以下の①～④のすべてを満たす方が対象となります。

①治療期間の初日に法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にあるもの

②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦

③夫婦の一方、又は両方が申請時に県内（大分市を除く。）において、居住しており、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定による住民基本台帳に記載されている者。ただし、仕事等のやむを得ない事情により、他の一方が県外又は大分市に居住している場合にあっては、近い将来（概ね1年以内）に夫婦ともに県内（大分市を除く。）に居住する見込みがあると知事が認めた者。

(助成対象治療と助成額)

不妊治療において、保険診療と併用して実施した先進医療（厚生労働大臣が認める先進医療技術であり、かつ先進医療の実施機関として厚生労働大臣に承認された医療機関において実施されたものに限る）が対象です。治療内容、助成額、助成回数等の詳しい内容は、大分県のホームページから「特定不妊治療費等助成事業のご案内」でご確認ください。

□不妊治療費助成事業

不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを生みたい方が生めるような環境づくりを推進することを目的に、不妊治療費等の一部を助成します。

(助成対象)

以下の①～③のすべてを満たす方が対象となります。

- ①法律上の婚姻をしている夫婦で、不妊治療開始から申請に至るまでの間、夫婦ともに玖珠町の住民である方。
- ②町税の滞納のない方。
- ③一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関または同等の能力を有する医療機関により不妊症と診断され、その治療を受けた方。

(助成対象治療費)

助成の対象となるのは、不妊治療を開始した日から当該妊娠に関する出産、流産または死産に伴う治療が終了するまでの間の経費です。ただし、医療保険適用外（自費）の治療費のみとし、治療に直接関係のない費用は対象となりません。

(助成期間)

同一のご夫婦について通算5か年を限度とします。

(助成額)

自己負担額に2分の1を乗じた額（上限10万円）。

□成人用風疹ワクチン予防接種費用助成

妊婦さんが風疹にかかると、出生児は先天性の心臓病、難聴、白内障などを持って生まれてくることが多く見られます。その予防を目的に、妊娠を希望されているご夫婦を対象に費用を助成します。

(助成対象)

- ①妊娠を希望する、または予定している19歳から49歳までの女性。
- ②①の配偶者。
- ③妊婦の配偶者（事実婚を含む）

※ただし、風疹の抗体価が基準値以下である証明が必要です。風疹抗体検査については、大分県の助成制度があります。詳しくは、大分県健康対策・感染症対策課（097-506-2776）または大分県のホームページをご覧ください。

(助成額)

5,000円まで（生活保護世帯の方は全額助成）

<妊活応援検診に関するお問い合わせ先>

大分県福祉保健部子ども未来課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1 TEL:097-506-2718

<不妊治療に関するお問い合わせ先>

大分県西部保健所

〒877-0025 日田市田島2丁目2番5号 TEL 0973-23-3133

<不妊治療・成人用風疹ワクチン予防接種に関するお問い合わせ先>

玖珠町子育て健康支援課 健康推進班 TEL 72-2022

妊娠したら・・・

□母子手帳交付・妊婦健康相談

まずは母子手帳を受け取りましょう。交付の際に保健師と妊娠中の過ごし方、出産後の生活等のイメージについてお話ししましょう。

(交付日) ※令和6年度

4月	5日(金)、22日(月)	10月	11日(金)、25日(金)
5月	7日(火)、27日(月)	11月	7日(木)、21日(木)
6月	10日(月)、25日(火)	12月	5日(木)、24日(火)
7月	8日(月)、24日(水)	1月	8日(水)、23日(木)
8月	8日(木)、27日(火)	2月	7日(金)、20日(木)
9月	11日(水)、26日(木)	3月	6日(木)、24日(月)

※受付時間は午前9時～午後4時まで。

※妊娠届出書、印鑑、マイナンバーがわかるものをお持ちください。

□出産・子育て応援給付金事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊婦や子育て世帯等への経済的支援を一体として実施します。

(伴走型相談支援)

妊娠届出時

面談とアンケートを実施
安心して妊娠期を過ごす
ためのプランを一緒に
考えます♪



妊娠8か月頃

アンケートを実施
希望者には面談も実施。
産前・産後の過ごし方
などを一緒に確認
しましょう♪



出産後

面談とアンケートを実施
(産後2～4か月頃)
赤ちゃん訪問で産後のお母
さんの体調や赤ちゃんの
様子をお伺いします



(出産・子育て応援給付金)

妊娠届出時と赤ちゃん訪問時に面談を受け、アンケートを提出した方に「出産応援給付金5万円」と「子育て応援給付金5万円」をそれぞれ支給します。

□妊婦健康診査

妊婦健康診査を受けることによって、妊婦さんの病気などに早く気づき、早く対応することができますので、14回分の助成券の発行を受け、必ず受診しましょう。

(助成券の発行)

母子手帳交付の際に、一緒にお渡しします。大分県内のみで利用できます。里帰り出産等で県外の産婦人科を受診される予定のある方は、事前にご相談ください。

□産婦健康診査

産後は心身ともに体調を崩しやすい時期です。産後2週間前後および産後1か月前後の2回受診し、母体の回復状況や乳房の状態などの確認、こころの状態の確認をします。産後の体調管理のためにぜひ受診しましょう。

(助成券の発行)

母子手帳交付の際に、一緒にお渡しします。大分県内のみで利用できます。里帰り出産等で県外の産婦人科を受診される予定のある方は、事前にご相談ください。

□妊婦訪問

安心して健やかな出産を迎えていただくために、必要な方に対して保健師が訪問支援を行います。妊娠中の気がかり、出産・育児への期待や不安・・・いろいろとお話してください。

□父親学級

出産予定のご夫婦を対象に行います。ママが健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるためにパパはどんなことをサポートしていけばよいか、一緒に考えましょう。保健師、管理栄養士、地域のボランティアさん（ヘルスマイトさん、母子保健推進員さん）とお待ちしています。

(対象者)

出産予定のご夫婦。

(学級の内容)

生活全般についての講話、沐浴体験、妊婦体験、鉄分・カルシウムたっぷりの妊婦食の試食等を行います。

(開催日)

年3回（日曜日）。対象となる方に事前に通知します。

赤ちゃんを迎えた後の夫婦の生活の変化や育児のイメージをご夫婦で話し合っておくことが大切です！

□ホームスタート（妊娠期）

未就学児が1人でもいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援ボランティア」です。気持ちを受け止めながら話を聴く（傾聴）、育児家事や外出を一緒にする（協働）等の支援を行い、妊娠中から利用することができます。

（利用について）

- ①6歳以下の未就学児がいるご家庭が対象です（妊娠期からでもご利用できます）。
- ②利用料は無料です。
- ③訪問は週1回、2時間程度が目安です。
- ④活動はフレンドシップを主としたものであり、ベビーシッターや家事代行は行いません。
- ⑤訪問で知り得た個人情報は慎重に扱い、秘密は厳守されます。

<母子手帳交付、出産・子育て応援給付金事業、妊婦健康診査、妊婦訪問、父親学級に関するお問い合わせ先>

玖珠町子育て健康支援課 健康推進班 TEL 72-2022

★妊娠届出書の様式は玖珠町のHPからダウンロードできます！

<ホームスタートに関するお問い合わせ先>

玖珠町地域子育て支援センター（いちごのきもち）

〒879-4403 玖珠町大字帆足 288 番地の 13 TEL 72-4860

こどもが生まれたら・・・

□ 出産祝金等支給事業

次代を担う児童の確保を図るため出産祝金等を支給し、町の人口増加及び活性化に資することを目的としています。

(対象)

出生時に過去3か月以上継続して玖珠町に居住し出生届を行い、かつ生まれた子の住所を定めた保護者に
出産祝品を支給します。第3子以降については、出産祝金を支給します。

第1子及び第2子	出産祝品	50,000円相当額
第3子以降	出産祝金	100,000円

□ 出産育児一時金

玖珠町国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産育児一時金として50万円が出産した被保険者の世帯主に支給されます。

※玖珠町国保への加入が6か月未満で、国保加入以前、1年以上継続して社会保険等の被保険者だった方は、以前加入していた社会保険等から支給されます。

※産科医療保障制度に加入していない医療機関などで出産した場合は488,000円となります。

※出産される方が医療機関で手続きすることで（出産育児一時金直接払制度を利用）、一時金の受領を医療機関に委託し、出産された方は退院時に一時金相当額を引いた額の出産費用をお支払いすることもできます。

□ 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために支給するものです。

○令和6年9月分まで

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方が対象です。

(支給額) 原則として6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

所得制限基準額未満の場合		所得制限基準額以上の場合
3歳未満	一律15,000円	一律5,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)	
中学生	一律10,000円	

※所得上限限度額以上の場合は、対象となりません。

○令和6年10月分から

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方が対象です。
（支給額） 隔月（偶数月）の年6回、それぞれ前月分までの手当を支給します。

3歳未満	第1子及び第2子 15,000円 第3子以降 30,000円
3歳以上小学校修了前	第1子及び第2子 10,000円 第3子以降 30,000円

□こども医療費助成事業

町内に住所がある、高校生等までの医療費の「保険診療の自己負担金分」を全額助成しています。必ず受給者を証保険証と一緒に医療機関窓口へ提出してください。

（助成対象とならないもの）

- ①保険適用外の診療 ②入院時の食事代 ③公的扶助などの対象となる医療費
- ④交通事故などの第三者行為によるとき
- ⑤医療保険から高額療養費や付加給付を受けた場合の支給分 など

※県外の医療機関を受診した際は、一旦自己負担金をお支払いいただき、受診した月の翌月から1年以内に領収書を添えて払い戻しの手続きをしてください。

※学校管理下でのケガなどはスポーツ振興センター災害共済等が優先されます。

□おおいた子育てほっとクーポン

大分県と玖珠町は、お子さんが生まれたご家庭に、地域の子育て支援サービスに使えるクーポンを差し上げています。

（対象・配布額）

玖珠町に住民票があり、令和4年度までにお子さんが生まれたご家庭に、生まれたお子さんの出生順位に10,000円を乗じた額を配布します。

（有効期限）

3歳の誕生日の前日。

（利用できるサービス）

予防接種、絵本の購入、産後ケア事業、一時保育事業、ミルク・おむつの購入等、さまざまなサービスでご利用できます。

<出産祝金等支給事業に関するお問い合わせ先>

玖珠町住民課 総合窓口班 TEL 72-1113

<出産育児一時金に関するお問い合わせ先>

玖珠町福祉保険課 保険年金班 TEL 72-1115

★玖珠町のHPから申請書がダウンロードできます。

くらし・手続き→申請様式ダウンロード→用紙申請→国民健康保険・後期高齢者医療保険様式集

<児童手当、こども医療費助成事業、子育てほっとクーポンに関するお問い合わせ先>

玖珠町子育て健康支援課 子育て支援班 TEL 72-2022

□新生児・乳児訪問

出産後、自宅で安心して健やかに育児ができるよう、保健師、母子保健推進員さんをご家庭を訪問し、赤ちゃんの成長を確認したり保護者のご相談に応じます。また、母子保健推進員さんから親子遊びや絵本の読み聞かせ、絵本のプレゼントがあります。

(対象)

玖珠町に住民票があり、赤ちゃんがいるご家庭。



生後2～3カ月の頃に、ご自宅に訪問します。

母子ともに順調かな？元気で過ごせてる？

心配事はないですか？

お話を聞かせてください。

□産後ケア事業

出産後、安心して健やかに育児ができるよう、助産師等による授乳指導や育児相談、休養等のサポートをします。サービスは3種類あります。

(対象)

玖珠町に住民票があり、産後ケアが必要なお母さんと赤ちゃん

(ケアの内容)

- ①お母さんの健康管理（骨盤ケア、おっぱいケア等）
- ②赤ちゃんの健康管理（発育・発達チェック、沐浴等）
- ③育児サポート（授乳指導、沐浴指導、育児相談等）

(サービスの種類)

	宿泊型	デイサービス型	訪問型
赤ちゃんの月齢	生後4か月未満	生後6か月未満	生後12か月未満
利用時間・料金	10:00～翌10:00 5,000円（5回を上限に 減免あり）	10:00～17:00 1,000円	10:00～17:00までの 2時間（多胎は3時間） 500円

(場所)

大分県内の産後ケア実施施設

(利用回数)

一組の母子につき、宿泊型は1泊2日を1回、デイサービスは1日を1回、訪問型は1日を1回とし、合わせて7回以内

□乳幼児健診・健康相談

お子さんの成長や発達にかかわる病気などを早く見つけるためにとても重要なものです。また日頃不安に感じていることを相談できる機会でもあります。必ず受診しましょう。

(健診・健康相談種類)

- ①4 か月児健診 ②7 か月児健診 ③11・12 か月児健康相談 ④1 歳 6 か月児健診
⑤2 歳児健康相談 ⑥3 歳児健診 ⑦年中児健康相談

※①、②は内科医の診察があります。また7か月健診では離乳食の試食もあります。

※④、⑥は内科医、歯科医の診察があります。希望される方を対象に無料でフッ素塗布も行います。

※③、⑤は保健師、管理栄養士、看護師、歯科衛生士で対応します。

※⑦は保健師、管理栄養士、看護師で対応します。

※いずれの健診・健康相談も事前にご案内を郵送します。

□ホームスタート

未就学児が1人でもいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援ボランティア」です。気持ちを受け止めながら話を聴く（傾聴）、育児家事や外出を一緒にする（協働）等の支援を行います。

(利用について)

①6歳以下の未就学児がいるご家庭が対象です（妊娠期からもご利用できます）。

②利用料は無料です。

③訪問は週1回、2時間程度が目安です。

④活動はフレンドシップを主としたものであり、ベビーシッターや家事代行は行いません。

⑤訪問で知り得た個人情報情報は慎重に扱い、秘密は厳守されます。

□こども医療電話相談 # 8 0 0 0

小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急なこどもの病気にどう対処したらいいのか、病気の診療を受けた方がいいのかなど迷った時に、小児科医師、看護師への電話による相談ができます。

(対応時間)

平日（月曜日～土曜日）	午後7時～翌朝8時
日曜日・祝日	午前9時～午後5時、午後7時～翌朝8時

※#8000にかけると、小児科医師、看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。

※相談内容は、急な病気や事故に関する相談を対象としていますので、慢性疾患や急を要しない育児相談には応じることができません。

※相談料は無料ですが、通話料はご負担いただきます。

□いつでも子育てほっとライン

育児、しつけ、こどもの問題行動、発達の遅れ、不登校や非行など何でもお気軽にご相談ください。専門の電話相談員が24時間365日相談に応じます。
ひとりで悩まず、まずは相談！

こども子育て よろず ひゃくとーばん
0120-462-110

□地域子育て支援センター（いちごのきもち）

親子で過ごせる未就園児のための集いの場所です。親子のふれあいやお母さん同士の情報交換の場として、気軽にご利用できます。季節のイベントや子育てに関するミニ勉強会などがあります。また、専属のスタッフが育児相談もお受けします。

（開所曜日）月・火・木・金

（開所時間）午前9時～午後2時

□わらべの館

わらべの館は、児童図書室や清田コレクションと題して「日本のおもちゃ・民芸品10,000点」が展示されています。図書室では、初めて出会う赤ちゃん絵本から児童書、一般書、雑誌などがあります。親子で参加できる楽しいイベントもたくさん行っています。

（開館時間）午前9時～午後5時

（休館日）毎週月曜日。祝日の場合はその翌日。年末年始。

□もりつのむれホール子育てサロン

誰でも気軽に利用できるサロンです。同じ子育て中のお母さんとお話ししたり、スタッフに悩みを相談したりたくさんの人と交流できる憩いの場です。おもちゃや絵本もありますのでお部屋でゆっくりしてください。

（開所曜日）月曜日～金曜日（森自治会館開館日）

（開所時間）午前8時30分～午後5時

（場所）森自治会館（森セブンイレブン前）

毎月第2水曜日は親子で楽しめる

イベントも開催しています！



□くすふれあいホール子育てサロン

誰でも気軽に利用できるサロンです。毎月イベントも開催していますので、お気軽に参加してください。

(開所曜日) 月曜日～金曜日(土・日・祝日は休み) (玖珠自治会館開館日)

(開所時間) 午前8時30分～午後5時

(場所) 玖珠自治会館(玖珠警察署前)

<新生児・乳児訪問、産後ケア事業、乳幼児健診・健康相談に関するお問い合わせ先>

玖珠町子育て健康支援課 健康推進班 TEL 72-2022

<わらべの館に関するお問い合わせ先>

わらべの館 〒879-4404 玖珠町大字森 868 番地の2 TEL 72-6012

<ホームスタート・地域子育て支援センターいちごのきもちに関するお問い合わせ先>

地域子育て支援センター(いちごのきもち)

〒879-4403 玖珠町大字帆足 288 番地の13 TEL 72-4860

<つのむれホール子育てサロンに関するお問い合わせ先>

森自治会館 〒879-4404 玖珠町大字森 32 番地の2 TEL 72-1093

<くすふれあいホール子育てサロン>

玖珠自治会館 〒879-4413 玖珠町大字塚脇 462 番地の1 TEL 72-1511

★それぞれのイベントは、毎月「広報くす」のベビー&キッズルームの他、「わらべカレンダー」「つのむれホール便り」「ふれあいホール便り」「いちご通信」、HPでお知らせしています！

こどもを預けたい、と思ったら・・・

□ファミリーサポートセンター

援助を受けたい「よろしく会員」と、援助したい「まかせて会員」で構成している会員制の相互扶助組織です。安心して仕事ができる環境づくり、リフレッシュして育児に専念できる環境づくりをお手伝いします。

(利用対象)

生後3か月～小学生6年生まで

(利用料)

平日 午前8時から午後6時まで 1時間あたり600円

その他の時間 1時間あたり700円

※きょうだいで預ける場合は、2人目から料金が半額になります。

※ミルク・おやつ・食事代はよろしく会員の実費です。

□一時保育事業

保護者の病気等による緊急時の保育、保護者の心身の負担を軽減するため、未就園のお子様を一時的にこども園の施設でお預かりします。

(利用対象)

認定こども園等を利用していない児童で、保護者等の疾病、入院等により緊急または一時的に保育を必要とする場合など。月6日まで利用できます。

(開所時間)

開所時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後4時30分まで

土曜日 午前8時30分から正午まで

(場所)

認定こども園 くすのきこども園

(利用料)

4時間まで 1,000円

8時間まで 2,000円

8時間を超える1時間あたり 400円

□認定こども園等入所

こども園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受けていただき、町から認定証を交付します。保育が必要な方は、町が利用調整を行います。

(支給認定について)

①支給認定には、3つの認定区分があります。

支給認定区分	対象となるお子さん			利用できる主な施設
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
教育標準時間認定 1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	認定こども園（教育機能部分）
満3歳以上・保育認定 2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育部分） 保育所
満3歳未満・保育認定 3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育部分） 保育所

②保育施設（2号認定または3号認定）を受けた方は、保護者の就労時間に応じて保育が利用できる時間を認定します。

保育必要量の区分	就労時間（月）	保育を利用できる時間
保育標準時間	月120時間以上	1日あたり最長11時間
保育短時間	月60時間以上120時間未満	1日あたり最長8時間

(入所申込み)

入所希望月の前月の1日から15日まで（休日の場合はその前日）

※4月1日入所希望の場合は、前年12月が受付期間です。

※令和6年度、町立幼稚園（森幼稚園）は休園です。

□病後児保育事業

病気の回復期であって、保護者の就労や冠婚葬祭等の理由により自宅での保育が出来ないお子さんを一時的にお預かりします。

(対象)

- ① 大分県に住民票がある6ヶ月から小学校6年生までの児童
- ② 児童が病気で小学校等にいけない場合で、昼間保育する人がいない時

(場所)

チャイルドケアステーション Villa ange(ヴィラ アンジュ) TEL 72-0854

※県内の病児・病後児保育施設も、相互乗り入れにより利用可能です。

(開所曜日・時間)

月曜日～金曜日：午前8時から午後6時まで 土曜日：午前8時から午後1時まで

(利用料)

1回 1,250円 ※昼食代（希望者のみ）250円 ※非課税世帯には減免制度があります。

(利用方法)

預けたい日の前日午後5時までに予約してください。また、利用申請書の医療機関記入欄に、かかりつけ医に記入して貰ってください。

□放課後児童クラブ

保護者が就労等のため児童の放課後における保育ができない家庭をサポートし、児童の健全育成の向上を図ることを目的として実施しています。

(対象)

児童の下校後、就労などにより保護者が家庭にいないことが常態である小学校 1 年生から 6 年生。

(開所時間)

平日 放課後から午後 6 時まで

学校休業日 概ね午前 8 時 30 分から午後 6 時まで（学校行事に伴う振替休日、夏休み等）

(利用料)

月額 4,000 円（8 月のみ 10,000 円）

(開所場所・問合せ先)

- 森地区 放課後児童クラブくるみの森
〒879-4403 玖珠町大字森 1 番地の 1（町立森幼稚園 2 階）
問合せ先 社会福祉法人睦福社会 くるみの森愛児園 TEL 72-0854
- 玖珠地区 放課後児童クラブくすのき
〒879-4413 玖珠町大字塚脇 493 番地（旧町立玖珠幼稚園内）
問合せ先 社会福祉法人光輪福社会 くすのきこども園 TEL 72-4527
- 北山田地区 杉ノ子放課後児童クラブ
〒879-4331 玖珠町大字戸畑 2861 番地（旧町立北山田幼稚園内）
問合せ先 社会福祉法人杉ノ子福社会 杉ノ子こども園 TEL 73-8120

□子育て支援短期利用事業

保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合や、DV 等により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設等において短期入所生活援助を行います。

(利用料)

児童の年齢、世帯の町民税の課税状況に応じて負担金額が変わります。

(受託施設)

2 歳未満…社会福祉法人栄光園、社会福祉法人別府永生会

2 歳以上…社会福祉法人光輪福社会児童養護施設鷹巣学園

<ファミリーサポートセンターに関するお問い合わせ先>

玖珠町社会福祉協議会 〒879-4405 玖珠町大字岩室 24 番地の 1 TEL 72-5513

<一時保育、認定こども園、病後児保育、短期利用に関するお問い合わせ先>

玖珠町子育て健康支援課こども家庭支援センター準備室 子育て支援班 TEL 72-2022

こどもの療育・支援のために・・・

□児童発達支援

就学前の障がいのある児童に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。

町内の児童発達支援施設は、児童発達支援センターあ〜く（社会福祉法人くらっぷ）の1カ所です。利用には、町福祉保険課に受給者証の申請が必要です。

□放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に対し、放課後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

町内の放課後等デイサービス施設は、児童発達支援センターあ〜く（社会福祉法人くらっぷ）、放課後等デイサービスてくてく（NPO 法人放課後クラブてくてく）の2カ所です。

利用には、受給者証の申請が必要です。

<児童発達支援・放課後等デイサービスに関するお問い合わせ先>
玖珠町福祉保険課福祉班 TEL 72-1115

ひとり親家庭のために・・・

□児童扶養手当

父母の離婚や死亡などによって、ひとりでお子さんを育てているご家庭の生活の安定と自立の促進と、こどもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(受給対象)

日本国内に住所があり、次のいずれかに該当する児童を監護する母、監護し児童と生計を同じくする父、母もしくは父に代わって児童を養育している人が請求者となります。児童が18歳を迎えた最初の3月31日まで受給できます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が政令で定める重度の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けている児童
- ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻しないで生まれた児童
- ⑨父・母ともに不明である児童（孤児など）

※上記に該当しても、場合によっては手当が支給されないことがあります。

※公的年金、遺族補償等を受け取っている方は、手当額より年金等の額が低い場合にその差額が支給されます。

(手続き)

住民票のある市町村に、必要書類を添付して請求書を提出します。玖珠町の場合、町で請求書を受けつけ、大分県が審査・認定し、県が手当を支給します。

(所得制限限度額)

請求者や扶養義務者の前年所得が限度額を超えている場合、手当の全部または一部が停止されます。

限度額は扶養親族の数や諸控除により異なります。

(受給開始後の届出義務)

毎年8月に現況届を行う必要があります。また、住所変更、氏名変更等、事情が変わる際も届出が必要です。

(手当月額)

支給区分	全額支給	一部支給（所得に応じて決定）
1人	45,500円	45,490円～10,740円
2人	10,750円加算	10,740円～5,380円
3人以上（児童1人につき）	6,450円加算（R6.10月まで） 10,750円加算（R6.11月から）	6,440円～3,230円加算（R6.10月まで） 10,740～5,380円加算（R6.11月から）

□ひとり親家庭等医療費助成事業

18歳の年度末までにある児童を監護しているひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童を対象に、医療費の自己負担分を助成します（所得制限あり）。

（受給対象）

児童扶養手当の対象者に準じます。公的年金、遺族補償等受給している方も対象となります。

（助成内容）

保険適用される医療費を助成します。受診の際は以下のとおり一部負担金の支払いが必要です。

保護者	【通院】1医療機関ごと1回500円まで（負担上限：月4回まで） （例）1か月の間に、A病院を6回受診した場合、1～4回目までは1回につき500円までを負担します（最大2,000円）。5～6回目は無料となります。同じ月に複数の医療機関を受診した場合、それぞれの医療機関で最大2,000円の一部負担額となります。 【入院】1医療機関ごと1日500円まで（負担上限：月14日） 【薬局】無料
子	【通院、入院、薬局】いずれも無料 ただし、18歳を迎えた最初の3月31日まで

○県外の医療機関を受診した場合や、受給者証を忘れた時などは、いったん医療費をお支払いいただいた後、請求すれば払い戻しを受けることができます。

○上記の一部負担金（500円）も申請により払い戻しを受けることができます。

○助成の対象にならない費用

健康診断、乳幼児健診、交通事故、診断書等の文書作成料、保険適用外の患者負担額、入院時の食事代等は助成の対象外です。

□大分県母子福祉センター

母子家庭の母および児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るため、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、就業および生活の指導を行う等、母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的としています。

（事業内容）

①生活一般の相談

相談無料。電話、面接での相談ができます。家庭内の悩み、離婚前後の相談、住宅、教育、その他身上相談、資格取得等の相談に応じます。

②特別相談

予約制。1人30分程度。年間16回。女性弁護士による無料法律相談。

慰謝料や離婚に伴う養育費等の問題、家や土地、遺産相続問題、こどもの親権や家庭紛争の問題等の相談に応じます。

【相談日】平日8:30～18:00 水曜・日曜日は17:00まで 土曜・祝日は休館日

□母子・父子・寡婦福祉資金、貸付制度

母子家庭の母及び父子家庭の父、並びに寡婦の生活の支援につながることで、あわせてお子さんの福祉を推進するため、扶養するこどもの修学のための資金、母及び父が資格を取得するための学校に通うための資金等、各種資金の貸付を行う制度です。

(貸付対象)

- ①母子家庭の母および父子家庭の父
配偶者のいない女子および男子で 20 歳未満の児童を扶養している方
- ②寡婦
かつて母子家庭の母であった方でこどもが成人した後も配偶者がいない方
- ③その他対象となる方
 - ・ 20 歳未満の父母のない児童
 - ・ 母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している児童
 - ・ 寡婦が扶養する児童

(貸付の主な要件)

- ①家庭の経済状況等から、貸付が必要と認められること。
- ②租税、公共料金、他制度の貸付金等の滞納が著しくないこと。
- ③民間金融等に多額の負債を負っていないこと。
- ④原則として、償還完了時点で 70 歳以下であること。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。
- ⑤父母のいない児童の場合は、法廷代理人等の同意が得られること。
- ⑥貸付に関する調査、指導等に速やかに対応すること。

(連帯保証人の主な要件)

- ① 1 名必要とする。
- ②原則として県内に 6 か月以上居住で、3 親等以内の親族であり、保証能力のある方。
- ③租税、公共料金、他制度の貸付金等の滞納がないこと。
- ④原則として、償還完了時点で 65 歳以下であること。ただし特別な理由がある場合はこの限りではない。

(連帯借主)

- ①修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金については、当該資金により修学等を行う児童が、連帯借主となること。
- ②借主と連携して償還する意思があること。

(資金種類)

- 【親対象】事業開始、事業継続、技能習得、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅
【子対象】修学、修業、就職支度、医療介護、就学支度、結婚

<児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業に関するお問い合わせ先>

玖珠町子育て健康支援課こども家庭支援センター準備室 子育て支援班 TEL 72-2022

<大分県母子・父子福祉センターに関するお問い合わせ先>

〒870-0907 大分市大津町 2 丁目 1 番 41 号 (総合社会福祉会館 3 階)

TEL 097-552-3313

<母子・父子・寡婦福祉資金、貸付制度に関するお問い合わせ先>

大分県西部保健所地域福祉室 〒879-4413 玖珠町大字塚脇 137 番地の 1

TEL 72-9522 貸付額などの詳細は大分県の HP でご覧になれます!